一般社団法人一関市スポーツ協会入会及び退会に関する規則

（目　的）

第１条　この規則は、一般社団法人一関市スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第６条及び第８条に基づき、入会及び退会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（入会等）

第２条　協会に、新たに正会員として入会しようとするものは、次の各号に定める関係書類を会長に提出しなければならない。

⑴　正会員入会（退会）申請書（様式第１号）

⑵　規　約

⑶　役員名簿（様式第２号）

⑷　所属団体一覧表

⑸　前年度事業報告書

⑹　前年度収支決算書

⑺　当該年度事業計画書

⑻　当該年度収支予算書

２　協会に、新たに賛助会員として入会しようとする者は、賛助会員入会（退会）申請書（様式第３号）を会長に提出しなければならない。

３　継続して賛助会員となろうとする者は、賛助会員継続届（様式第４号）を会長に提出するものとする。

（入会審査）

第３条　正会員として入会申請が提出された場合、会長は理事会に諮らなければならない。

２　理事会は、次の各号の項目により総合的に審査し、入会の可否を決定し、結果を入会（退会）申請決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

⑴　アマチュアスポーツとしての資格

⑵　当該スポーツ種目の競技制及び健全性の資格

⑶　一関を統括する唯一の競技別のスポーツ団体としての資格

⑷　一関市の一定の地域を統括する唯一のスポーツ団体としての資格

⑸　当該スポーツの全国及び県レベルの組織の有無と公益財団法人日本体育協会との関係についての資格

⑹　申請団他の公益性についての資格

⑺　申請団体の運営基盤についての資格

３　賛助会員として入会申請が提出された場合、会長は、入会の可否を決定し、結果を入会（退会）申請決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

（変更事項報告）

第４条　会員は、規約、役員又はその他の事項に変更があった場合には、届出事項変更届（様式第６号）により遅滞なくその旨を届け出なければならない。

（退　会）

第５条　正会員が、協会を退会しようとする場合は、その理由を付して正会員退会申請書（様式第１号）を会長に提出しなければならない。

２　賛助会員が、協会を退会しようとする場合は、その理由を付して賛助会員退会申請書（様式第３号）を会長に提出しなければならない。

（退会審査）

第６条　正会員から退会申請書が提出された場合、理事会は市のスポーツ振興に関わる影響

を勘案し、退会を審査、決定し、結果を入会（退会）申請決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

２　賛助会員から退会申請書が提出された場合、会長はその可否を決定し、結果を入会（退会）申請決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

（規則の改廃）

第７条　本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則

１　この規程は、一般社団法人一関市体育協会設立の登記の日から施行する。

２　社団法人一関市体育協会加盟規程（平成 19 年３月 25 日施行）は廃止する。

附　則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年６月１日から施行する。